

宿泊税に関するQ & A（令和7年10月）

宮城県総務部税務課 作成

番号	カテゴリ	ご質問	回答
1	制度概要	宿泊税とは、どのような税金ですか。	宿泊税とは、県内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき用途や税率が定められる法定外目的税です。
2	制度概要	法定外目的税について教えてください。	法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために道府県・市町村が課することができる税です。
3	制度概要	なぜ、宿泊税は導入されたのですか。	宿泊税は、観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために導入したものです。
4	制度概要	宿泊税を導入した後の用途についてはどのように考えていますか。	税収の使途として、「戦略的な観光地域づくり」「周遊性向上のための二次交通対策」「快適な旅行環境のための受入環境整備」「効果的なプロモーションの展開」の4つを柱に事業を展開していきます。
5	制度概要	宿泊税の使途について、宿泊事業者の意見を聞く機会は設けられるのですか。	宿泊事業者の皆様と持続可能な観光地域づくりについて一緒に考え、効果的な宿泊税活用施策を展開していくため、宿泊事業者の皆様と意見交換を行う「宿泊事業者部会」を県内7圏域毎に設置し、継続的に宿泊事業者の皆様の意見を伺ってまいります。
6	特別徴収	特別徴収義務者登録申請書は、事業者単位で提出するのか、それとも施設単位で提出するのでしょうか。	特別徴収義務者の登録申請は、宿泊施設ごと（旅行業の許可・特区民泊の事業の認定・住宅宿泊事業の届出の施設ごと）に行っていただきます。
7	特別徴収	宿泊税の徴収方法に決まりはないのですか。	宿泊者からの徴収の方法につきましては、現金に限らず、クレジットカード、電子マネーなど宿泊事業者にとって徴収しやすい方法で徴収していただいて差し支えありません。
8	特別徴収	旅行会社や宿泊予約サイトなどを通じた予約の場合、宿泊税はどのように徴収すればよいですか。	旅行会社等と宿泊施設の取り決めによって徴収しやすい方法を定めていただいて差し支えありません。
9	特別徴収	旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はないのでしょうか。	旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくことも可能です。
10	特別徴収	現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の手数料は事業者負担ですか。	宿泊税をクレジットカード等で支払われた場合の手数料につきましては、宿泊事業者にご負担いただくこととなります。
11	制度概要	なぜ、観光振興のための税を宿泊者だけが負担するのですか。	地方公共団体が提供する様々な公共サービスの利益を享受する「観光客等」が旅行先で行う様々な観光行動（宿泊、入域、交通機関利用、駐車場、飲食、土産購入、施設利用）の中で、「課税対象の捕捉（観光行動かどうかを把握・区別すること）」と「担税力（いわゆる消費能力）の判断」の観点で比較検討した結果、「宿泊」行為への課税が適当と判断しています。
12	制度概要	観光振興のための財源とするのであれば、ビジネス利用客からも取るのはおかしいのではないですか。	行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的に関わらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。

番号	カテゴリ	ご質問	回答
13	制度概要	県内居住者からも徴収するのはおかしいのではないですか。	居住者の方が継続的に享受する行政サービスについては住民税等を納税いただいておりますが、観光地を訪れることで発生する一時的な行政サービスについては、居住の有無に関わらず同一のものと考えており、みなさまに同一の負担をお願いしています。
14	課税要件	個人で民泊を経営している場合も課税対象ですか。	宿泊税は、旅館・ホテル・簡易宿所・特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設において、宿泊料金を受けて宿泊する宿泊者が納税義務者となりますので、民泊も課税対象となります。
15	課税要件	インターネットカフェにおける滞在も課税対象ですか。	旅館業法等の対象外である場合は宿泊税の課税対象外となります。 旅館業法等の対象であるか否かにつきましては、当該店舗に確認してください。
16	課税要件	キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象ですか。	移動式テントをお客様が設置する場合等、旅館業法上の施設での宿泊に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。 ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合等、旅館業法上の施設での宿泊に該当する場合は、宿泊税が課税されます。
17	課税要件	公営施設の場合も、宿泊税を徴収する必要がありますか。	ユースホテル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、対象となります。
18	申告納入	県と市にそれぞれ納入する必要があるのでしょうか。	仙台市内の宿泊施設については、地方税法の規定に基づき、仙台市が一括して課税と徴収を行いますので、仙台市の示す事務手続きにより、宿泊税を納めてください。
19	制度概要	宿泊税条例の施行前から予約していたものについても、宿泊税は課税されますか。	令和8年1月13日より前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が令和8年1月13日以降であれば、宿泊税が課税されます。
20	課税要件	宿泊行為の定義を教えてください。	宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。 ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの （特区民泊における賃貸借契約及びこれに付随する契約等の場合も含む） イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
21	課税要件	ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。	ホテル内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりません。
22	課税要件	客室を日帰りで利用する場合は課税対象ですか。（いわゆるデイクースの場合）	課税対象ではありません。
23	課税要件	団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。	その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊の対価として料金を徴収する場合は、宿泊税の課税対象となります。
24	課税要件	生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も対象となりますか。	無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業に該当しませんので、課税対象ではありません。

番号	カテゴリ	ご質問	回答
25	課税要件	日をまたがない6時間以上の利用は宿泊になりませんか。たとえば午前1時から午前8時までの利用は、宿泊税は課税されませんか。（宿泊予定者の到着が遅れ、チェックインが翌日未明となった場合等）	その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。
26	課税要件	実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合は課税対象ですか。	当該施設が旅館・ホテル・簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設の場合には、実際に宿泊行為があった際に課税対象となります。
27	課税要件	ウィークリーマンションなどの場合は課税対象ですか。	ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらな場合は、課税対象となりません。ただし、旅館業法に該当する宿泊の場合には、課税対象となります。
28	課税要件	キャンセルがあり、料金の支払いを受けた場合の取扱いを教えてください。	宿泊行為がないため、課税対象となりません。
29	制度概要	税率の設定根拠を教えてください。	観光施策の実施に必要な財源を確保するために、年間宿泊者数、徴税費を考慮した上で、1人1泊につき一律300円と設定しています。
30	制度概要	税率、課税対象等が変更されることはないのですか。	宿泊税条例においては、施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。また、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うこととしています。
31	課税要件	連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。	宿泊税は、宿泊数に応じて課税されます。したがって、連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
32	宿泊料金	2人分の予約があり、宿泊税も2人分事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を返金する必要がありますか。	実際に宿泊があった人数に基づき宿泊税を徴収していただくことになりますので、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金してください。
33	宿泊料金	宿泊料金の定義を教えてください。	宿泊料金は、宿泊の対価として支払うべき金額のことで、宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額が宿泊料金となります。 宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。
34	宿泊料金	宿泊料金に含まれるものの具体例を教えてください。	《宿泊料金に含まれるものの例》 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく支払うべき金額 ・清掃代 ・寝具使用料 ・入浴代 ・寝衣代 ・サービス料、奉仕料 ・宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額 等

番号	カテゴリ	ご質問	回答
35	宿泊料金	宿泊料金に含まれないものの具体例を教えてください。	《宿泊料金に含まれないものの例》 ・食事代 ・遊興費 ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る料金 ・消費税、地方消費税、入湯税等の税 ・自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金 ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
36	宿泊料金	サービス料はすべて宿泊料金に含める必要がありますか。	各施設における料金の名称に関わらず（「サービス料」という名目か否かに関わらず）、宿泊の対価又は負担とする料金は宿泊料金に含み、それ以外の料金は宿泊料金に含めません。
37	宿泊料金	割引を利用する場合の取扱いを教えてください。	宿泊施設自らが宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。 なお、第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。
38	宿泊料金	旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は宿泊税は課税されますか。	宿泊施設が旅行会社の添乗員の宿泊料金を無料としている場合は、宿泊税は課税されません。
39	宿泊料金	子どもの宿泊料を徴収せずに、施設使用料として定額料を負担いただく場合がありますが、この場合の施設使用料は宿泊料金にあたりますか。	当該施設使用料が寝具使用料や入浴代などの宿泊の対価としてご負担いただくものであれば、宿泊料金にあたります。
40	宿泊料金	宿泊者が部屋のグレードアップを希望した場合、それに伴う追加料金は宿泊料金に含まれますか。	部屋のグレードアップ等は宿泊の利用行為に係る対価又は負担として支払うべき料金となるため、宿泊料金に含まれます。
41	宿泊料金	QUOカード付宿泊プランの場合、QUOカードに係る料金は宿泊料金に含まれますか。	宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべきものであれば宿泊料金に含まれます。
42	宿泊料金	請求した宿泊料金の一部がポイント等として宿泊者に還元されますが、その金額分を控除した金額が宿泊料金となるのでしょうか。	宿泊料金とは、宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額を言うため、ポイント等を控除しない、宿泊者の支払うべき金額が宿泊料金となります。
43	宿泊料金	自治体等による補助金により宿泊料金の割引を行った場合、課税対象となる宿泊料金の考え方はどうなりますか。	宿泊施設に対して割引相当額が補助金等により交付される場合（食事や会議室利用料への補助等を除く）、割引前の金額（宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した金額）が課税対象となる宿泊料金となります。
44	宿泊料金	親会社の株主優待により宿泊料金が割引となるものの、同額が親会社から宿泊料金として補てんされる場合の取扱いはどうなりますか。	第三者（親会社）から宿泊料の支払がある場合で、宿泊料金の一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者（親会社）からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。

番号	カテゴリ	ご質問	回答
45	宿泊料金	旅行会社経由等の宿泊者の場合（いわゆる企画旅行）など、ホテル側で宿泊者の実支払額が不明な場合はどうすればよいですか。	宿泊施設と旅行会社の契約に基づく宿泊料金により宿泊税を徴収していただくようお願いします。
46	宿泊料金	手配旅行の場合に旅行業者や宿泊予約サイトに支払う手数料についてどのように取り扱えばいいですか。	宿泊施設が手配旅行の場合に旅行業者等に支払う手数料は、宿泊料金に含めて取り扱います。
47	宿泊料金	税込み宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は料金の総額に他の税を含んでいる場合は、これらの税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。
48	宿泊料金	宿泊契約における延長料金は宿泊料金に含まれますか。	宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合、その延長に係る料金は宿泊料金には含みません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊料金となります。
49	宿泊料金	休憩その他これに類する利用に係る契約における延長料金は宿泊料金に含まれますか。	休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。
50	宿泊料金	外貨建て取引による宿泊料金の取扱いを教えてください。	外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。※具体的な取扱いについては、「外貨建て取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。
51	宿泊料金	1室当たりの宿泊料金を設定しており、1人当たりの宿泊料金を設定していない場合の宿泊料金の算出方法を教えてください。	1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1人当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。
52	宿泊料金	エキストラベッド等を追加した場合の宿泊料金の計算方法について教えてください。	エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合は、その金額を宿泊料金の総額に加算し、加算後の宿泊料金を宿泊者数で除した金額を1人あたりの宿泊料金とします。ただし、特定の子どもや高齢者などに帰属することが明らかな追加料金の場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として取り扱います。
53	課税要件	添い寝の幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。	幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、例えば、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合や免税点未満の場合は課税対象となりません。また、修学旅行や部活動による合宿など課税免除の要件に該当する場合には宿泊税は課税対象外となります。
54	課税要件	修学旅行や部活動での利用は課税対象ですか。	学校長等が証明する修学旅行等の教育課程内の学校教育活動や保育所等における活動は課税免除となります。

番号	カテゴリ	ご質問	回答
55	課税要件	スポーツ少年団や地域移行したクラブ活動による宿泊は課税対象ですか。	宿泊税における課税免除は、学校主体の教育活動という点に着目した制度であるため、これに属さないスポーツ少年団などは課税対象になります。課税免除とならないスポーツ・文化活動等で宿泊を伴う場合については、何らかの支援策を検討していきたいと考えております。
56	課税要件	外国大使の宿泊は宿泊税の課税の対象となりますか。	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課税対象としないこととしております。なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。
57	申告納入	申告納入は毎月行わなければなりませんか。	原則毎月としていますが、一定の要件を満たす場合、申請により、3か月ごとに申告納入できる特例を設けています。
58	申告納入	申告納入期限の特例について教えてください。	年間の納入額が360万円以下、加算金の決定がないこと、県税の滞納がないこと、申請の前1年間以上経営を行っていることなどを要件としています。詳しくは手引きをご参照ください。
59	申告納入	宿泊がない月についても、納入申告書の提出は必要ですか。	申告すべき税額が0円の場合も、納入申告書の提出が必要です。なお、登録義務免除対象宿泊施設の特別徴収義務者は申告納入が不要です。
60	申告納入	月計表は日ごとに宿泊者数を記載せず、月の合計だけ記載してもよいですか。	月計表には合計欄のみを記載し、日ごとの宿泊者数が確認できるような資料等をあわせて提出いただくことも可能です。
61	申告納入	月をまたぐ連泊の場合は、連泊の初日に宿泊数をまとめて集計してもよいですか。	宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただきますので、月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。
62	申告納入	銀行窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は、事業者が負担するのでしょうか。	指定の納入書を用いて指定の窓口で納入いただく場合には振込手数料はかかりません。
63	申告納入	宿泊税は、電子申告・電子納付ができますか。	地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（e L T A X）での電子による手続きが可能です。
64	申告納入	宿泊者が旅行業者を通じて宿泊料金を払った場合、旅行業者からの入金に1～3か月ほどかかるが、翌月に宿泊税を納入する必要があるのでしょうか。	宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただき、その翌月に申告をしていただくことになります。事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行業者からの振込が翌月になる場合も、宿泊日が属する月の翌月に申告納入をしていただきますようお願いいたします。
65	申告納入	売り掛けの場合の宿泊税の申告納入期限は、宿泊があった月の翌月末となるのでしょうか。それとも入金された月の翌月末となるのでしょうか。	宿泊行為があった日が属する月の翌月末までに申告納入してください。

番号	カテゴリ	ご質問	回答
66	申告納入	売り掛けの場合において、宿泊税の納入期限までに相手方から入金されないときはどうなるのでしょうか。	宿泊行為があった日が属する月の翌月末までに申告納入してください。 ただし、相手方の破産等により宿泊料金及び宿泊税の回収が不能であるなど正当な理由があると認められる場合は、納入義務の免除（既に納入している場合は、相当額の還付）の対象となる場合があります。
67	特別徴収	宿泊者が宿泊税の支払いを拒否し、宿泊税を徴収できない場合はどうなるのでしょうか。	特別徴収義務者である宿泊事業者が、県に宿泊税相当額を納入したうえで、納税を拒否をした宿泊者に求償（請求）することになります（地方税法第733条の15第2項、同条第3項）。なお、このようなことが生じないよう、宿泊者への周知・広報などに取り組みます。
68	特別徴収	領収書への宿泊税の表記は必ず行う必要があるのですか。	領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。 なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。
69	特別徴収	領収書への宿泊税の印字は内税方式・外税方式の指定がありますか。	印字方式について指定はありません。宿泊税の名称とその金額の表示をお願いします。
70	特別徴収	課税対象の宿泊であったかどうかを示すために、領収書に素泊まり料金と食事代等を分けて表示する必要がありますか。	料金の内訳は、領収書での表示は必須ではありません。なお、税務調査の際にその素泊まり料金が確認できるように、資料等の管理をお願いします。
71	特別徴収	宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者の事務負担に対する措置はありますか。	経費負担の軽減等を図るため、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に特別徴収義務者交付金として交付します。なお、宿泊税の徴収時における、本県の観光施策に係る周知への協力金として、観光振興協力金も併せて交付します。
72	特別徴収	宿泊税の管理のために新規に帳簿を用意しなければなりませんか。	必ずしも新規に帳簿を用意する必要はなく、既存の帳簿に宿泊税の項目を追加する対応も可能です。また、単一の帳簿にまとめる必要はなく、複数の帳簿を突合させることにより宿泊税に関する情報（宿泊税額等）を確認することができるような場合も条例の定めを満たすことになりますので、管理しやすい方法をご検討ください。 （例：既に、宿泊台帳やレジシステムにおいて宿泊年月日や宿泊者数、宿泊料金を記録している場合において、経理上の帳簿（勘定元帳など）に、宿泊税額に関する項目を新たに追加することで対応 など）
73	特別徴収	補助金の交付対象となるレジシステムの改修は、どのようなものが該当しますか。	既存のシステムに宿泊税の項目を追加する改修や、発行する領収書に宿泊税の印字を追加する改修が考えられます。 このほか、宿泊税を管理するためのパソコンの購入なども対象になります。
74	特別徴収	レジシステムの改修は必須ですか。	既存システムの設定変更で対応できる場合や、紙媒体で管理する場合などにおいては必須ではありません。事業者様の事情によりご判断ください。